

令和7年3月

館 林 地 区 消 防 組 合 議 会

第1回 定 例 会 会 議 録

館林地区消防組合

令和7年館林地区消防組合議会第1回定例会会議録

於 館林地区消防組合 3階 防災教室

議事日程

令和7年3月26日（水）午前10時00分開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度館林地区消防組合一般会計補正予算(第4号))
- 第4 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について
- 第5 議案第7号 館林地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 第6 議案第8号 館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 第7 議案第9号 令和6年度館林地区消防組合一般会計補正予算(第5号)
- 第8 議案第10号 令和7年度館林地区消防組合関係市町負担金の分賦の割合
について
- 第9 議案第11号 令和7年度館林地区消防組合一般会計予算

第 10 議員提出議案第1号 館林地区消防組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（11名）

1 番 岡 野 陽 子 君	2 番 野 本 泰 生 君
3 番 堀 口 きく枝 君	4 番 須 藤 稔 君
5 番 藪之本 佳奈子 君	6 番 三 浦 次 弘 君
7 番 奥 澤 貞 雄 君	8 番 橋 本 博 之 君
9 番 畑 中 弘 司 君	10 番 松 村 潤 君
11 番 神 山 均 君	

説明のために出席した者

管 理 者	多 田 善 洋 君
副管理者	小野田 富 康 君
〃	富 塚 基 輔 君
〃	高 橋 純 一 君
〃	関 口 晴 彦 君（邑楽町町長代理出席）
〃	野 口 一 幸 君
会計管理者	松 澤 直 範
消 防 長	小 貫 裕 康
本部次長	横 村 恭 彦
総務課長	小 倉 孝 志
予防課長	田 島 行 洋
警防課長	三 田 直 紀
通信指令課長	増 田 崇

板倉消防署長 白 澤 祥 光
明和消防署長 齊 藤 正 登
千代田消防署長 服 部 将 幸
邑楽消防署長 町 田 節 雄
館林消防署課長 村 上 博
警防課長補佐 飯 島 康 明
総務課長補佐 堀 口 尚 志

開会及び開議

(令和7年3月26日(水)午前10時00分開会)

- 議 長(野本泰生君) ただいままでの出席議員は11名であります。よって定足数に達しておりますので、告示第6号をもって招集されました令和7年館林地区消防組合議会第1回定例会は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

第1 会期の決定

- 議 長(野本泰生君) まず、日程第1. 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期を、本日1日と決定したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長(野本泰生君) ご異議がないようですから、さよう決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

- 議 長(野本泰生君) 次に、日程第2. 会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員に7番奥澤貞雄君、8番橋本博之君を指名いたします。

第3 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

て（令和6年度館林地区消防組合一

般会計補正予算（第4号）

- 議長（野本泰生君） 次に、日程第3．議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」（令和6年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第4号）について）を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君
- 管理者（多田善洋君） 改めまして、おはようございます。それでは議案第5号 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。本案は、令和6年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第4号）を専決処分したものでございます。内容について申し上げますと、給与に係わる共済費負担金が不足したため追加の補正をお願いするものでございます。この財源につきましては、前年度の繰越金を充当するものでございます。よろしくご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（野本泰生君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野本泰生君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野本泰生君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第5号を原案どおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員により）
- 議長（野本泰生君） 挙手全員よって、議案第5号は、原案どおり承認いたしました。

第4 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整理に関する条例

の制定について

- 議長（野本泰生君） 次に、日程第4．議案第6号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議

題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君

- 管理者（多田善洋君） 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について申し上げます。本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正するものでございます。内容について申し上げますと、刑法等の一部を改正する法律により、関係条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改正するものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議長（野本泰生君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野本泰生君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野本泰生君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第6号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員により）
- 議長（野本泰生君） 挙手全員よって、議案第6号は、原案どおり可決いたしました。

第5 議案第7号 館林地区消防組合職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について

- 議長（野本泰生君） 次に、日程第5. 議案第7号「館林地区消防組合の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君
- 管理者（多田善洋君） 議案第7号 館林地区消防組合職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。内容について申し上げますと、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度の周知、意向調査及び制度を利用しやすい環境の整備に関する措置を義務

付ける改正を行うため本条例の一部改正をするものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（野本泰生君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野本泰生君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野本泰生君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第7号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議長（野本泰生君） 挙手全員よって、議案第7号は、原案どおり可決いたしました。

第6 議案第8号 館林地区消防組合職員の育児休業等

に関する条例の一部を改正する条例

について

- 議長（野本泰生君） 次に、日程第6. 議案第8号「館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君
- 管理者（多田善洋君） 議案第8号 館林地区消防組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。内容について申し上げますと、引用する条項が変更となったことによる規定の整理をするものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。
- 議長（野本泰生君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（野本泰生君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

- 議 長（野本泰生君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第 8 号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（野本泰生君） 挙手全員よって、議案第 8 号は、原案どおり可決いたしました。

第 7 議案第 9 号 令和 6 年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第 5 号）

- 議 長（野本泰生君） 次に、日程第 7. 議案第 9 号「令和 6 年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君
- 管理者（多田善洋君） 議案第 9 号 令和 6 年度館林地区消防組合一般会計補正予算（第 5 号）について申し上げます。本案は、歳入歳出予算におきまして、31万4,000円の追加補正でございます。主な内容について申し上げますと、まず、歳出でございますが、例規集追録業務委託の追加となります。この財源につきましては、前年度の繰越金を充当するものでございます。歳入につきましては、基金積立金利子の増額でございます。これにより、令和 6 年度の歳入歳出の総額をそれぞれ 25 億 1,106 万 6,000 円とするものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。
- 議 長（野本泰生君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野本泰生君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野本泰生君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第 9 号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（野本泰生君） 挙手全員よって、議案第 9 号は、原案どおり可決いたしました。

第 8 議案第 10 号 令和 7 年度館林地区消防組合関係

市町負担金の分賦の割合について

- 議 長（野本泰生君） 次に、日程第8．議案第10号「令和7年度館林地区消防組合関係市町負担金の分賦の割合について」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君
- 管理者（多田善洋君） 議案第10号 令和7年度館林地区消防組合関係市町負担金の分賦の割合について申し上げます。本案は、本組合の経費負担金の分賦の割合について、組規約第11条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容について申し上げますと、常備消防費の負担割合につきましては、市町の基準財政需要額と人口割により算出し、非常備消防費の負担金につきましては、市町ごとに非常備消防運営に係る必要経費を算出し、そこから起債等の特定財源を除いた額を負担するものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
- 議 長（野本泰生君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野本泰生君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野本泰生君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第10号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（野本泰生君） 挙手全員よって、議案第10号は、原案どおり可決いたしました。

第9 議案第11号 令和7年度館林地区消防組合一般

会計予算

- 議 長（野本泰生君） 次に、日程第9．議案第11号「令和7年度館林地区消防組合一般会計予算」を議題といたします。提案理由の説明を願います。管理者多田善洋君
- 管理者（多田善洋君） 議案第11号 令和7年度館林地区消防組合一般会計予算について申し上げます。昨年は、救急出動件数が過去最高となり、また、物価高騰により、厳しい1年となりました。また、能登半島地震をはじめ

め、台風や記録的な大雨による、人的被害や建物被害が発生しており、各種自然災害への備えは、地域住民から強く求められております。消防機関として、あらゆる災害に対する備えを続けていかなければと考えます。今後も、住民の求めに応じられるよう安全で安心な暮らしを守るため、効率的な事務事業により節減を図りながらも、最も効果的な消防防災業務の執行を目指して、編成した予算でございます。その結果、予算総額は25億8,285万6,000円で、前年度に比べ4.1%の増でございます。内容について申し上げますと、歳入につきましては、市町負担金を始め、危険物施設に関する手数料、国庫補助金、県委託金、県補助金、基金繰入金及び繰越金を見込み、諸収入においては高速自動車道救急業務支弁金を、組合債では消防施設整備事業債、緊急防災・減災事業債を計上したものでございます。次に、歳出でございますが、主な施策について申し上げます。常備消防費では、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台を更新、高規格救急自動車1台を更新、館林消防署配備の30メートル級はしご車の分解整備工事を令和7年度からの2か年の事業とさせていただき、県防災情報通信ネットワークシステム負担金の支出をさせていただきます。非常備消防費につきましては、各非常備消防費において消防団員災害出動支援アプリを新規導入させていただきます。各消防施設費におきましては、消火栓の設置及び補修工事を実施し、消防水利の整備を図ります。また、邑楽消防団において、第3分団第4班・第5班詰所統合の新築工事を行い、消防団活動の充実強化を図るものでございます。近年、少子高齢化、人口減少社会が進行し、厳しい財政状況であることから、重要度、緊急度の高い事業に、限られた財源を重点的に配分し、効率的かつ効果的な消防行政運営を進め、災害に強い地域づくりに努めてまいり所存でございます。以上、令和7年度予算の大綱について、ご説明申し上げます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（野本泰生君） 説明が終わりました。質疑を行います。11番神山均君
- 議員（神山均君） 邑楽町の神山でございます。それでは質問をさせていただきます。歳出の3款の消防費2項から5項までの各消防費です。一般会計予算に関する説明書では26ページから45ページまでと、各市町の非常備消防運営における女性防火クラブや女性消防隊等の育成指導交付金についてお伺いいたします。この交付金の算出根拠はどのような基準に基づいて算定され、そして対象となる経費が規定されているのでしょうか。活動

状況等も併せてご説明をいただきたいと思います。

- 議 長（野本泰生君） 予防課長田島行洋君
- 予防課長（田島行洋君） ただいまの神山議員の質問にお答えさせていただきます。組合消防であり、各市町によって活動状況が異なりますので、各署長より説明させていただきます。
- 議 長（野本泰生君） 本部次長横村恭彦君
- 本部次長（横村恭彦君） 館林女性防火クラブに関しまして、説明させていただきます。歳出根拠にあっては特にありません。本部役員8名いまして1名あたり1万円、地区が40クラブありまして各地区に対しまして1万円、会員が250名いまして一人あたり4,000円ということで算出しております。活動状況にありましては、防災訓練、秋季点検、消防出初式の参加、火災予防運動中の街頭広報の活動、防災講習会の参加、一日視察研修への参加。そしてバザーの実施、館林祭りパレードの参加ということで以上となります。
- 議 長（野本泰生君） 板倉消防署長白澤祥光君
- 板倉消防署長（白澤祥光君） 板倉消防署長の白澤です。板倉町につきましてもやはり根拠の方がございません。今年度まで世帯割の算出の方を行っておりましたが、各地区において金額のばらつきがあり、一人当たりの支給額もバラバラな状況により平等にできず、次年度からは各市町村の状況を鑑みて町当局と協議を重ね各地区統一して金額を設定させていただきました。役員一人について5,000円としました。また、行政区につきましても一地区1万5,000円の支給となっております。また、活動状況におきましては、館林市と同様でございます。
- 議 長（野本泰生君） 明和消防署長齊藤正登君
- 明和消防署長（齊藤正登君） 明和消防署長の齊藤と申します。明和町女性消防隊について申し上げます。算出の根拠はございませんが、交付金の算出につきましては本部役員5名、1名につき1万円、16行政区は1万3,000円と世帯数掛ける100円としています。活動状況につきましては、明和消防団ポンプ操法大会や秋季点検の見学、視察研修や防災講習会の実施、明和町防災訓練に参加しております。以上です。
- 議 長（野本泰生君） 千代田消防署長服部将幸君
- 千代田消防署長（服部将幸君） 千代田消防署長の服部と申します。千代田町女性消防協力会につきましては、指導交付金で本部は一人1万円、地区におきましては17行政地区ありまして、各1万円。また全体一人4,000

円で会費の予算計上しております。算出根拠につきましては、明確なものは残されておりませんが、千代田町役場財政事務局と検討し活動に対して妥当な金額をしていると思われます。活動状況におきましては、館林、板倉、また明和と同様な活動で日帰り研修、防災講習会、千代田町防災訓練参加等の活動をいたしております。以上でございます。

- 議 長（野本泰生君） 邑楽消防署長町田節雄君
- 邑楽消防署長（町田節雄君） 邑楽消防署長の町田です。よろしくお願い申し上げます。邑楽町では邑楽町女性消防隊という名称になっております。算出根拠ですが、千代田町と同じように明確な数字は、残されていません。視察研修や防災講習会、地区の防火活動等を考慮して町の担当課と検討し、活動に対して妥当と思われる額を算出しております。また、消防団の絡みもありますので、消防団の交付金等も考えながら算出しているところであります。活動状況につきましては、各市町と同様で役員会議や地区の防災訓練や会議、また女性防災リーダー講習会や一日日帰り研修、邑楽町の防災訓練の参加、邑楽消防団のポンプ操法大会の見学や応援ということで、活動をしております。それと本部は7万円、各地区は行政区に1万円及び世帯数かける10円で支払っております。以上です。
- 議 長（野本泰生君） 11番神山均君
- 議 員（神山 均君） どうもありがとうございました。ご面倒をおかけいたしました。それから関連質問をさせていただきますが、女性防火クラブや女性消防隊についてお伺いいたします。館林地区消防組合ホームページには女性防火クラブについての役割や事業内容等の説明があり名称こそ違いますが、館林地区消防組合管内の市町ごとに組織化されております。ここで質問させていただきますが、各市町における女性防火クラブや女性消防隊等の選出方法及び人数等についてご説明をいただきたいと思います。
- 議 長（野本泰生君） 本部次長横村恭彦君
- 本部次長（横村恭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。会員の選出に関しましては特に定めておりません。会員を交代する場合に地区会長さん、そして区長さんと後任の選出、依頼するということになっております。人数に関しましては、250名で40クラブあります。以上となります。
- 議 長（野本泰生君） 板倉消防署長白澤祥光君
- 板倉消防署長（白澤祥光君） 板倉消防署長の白澤です。選出の方法につきましては、板倉町女性防火クラブは現在101名の役員の方がございます。しかしながら、最近の社会情勢の変化等を考慮して、今年度、板倉町役場と

協議し、大幅に定数の見直しを行ったものでございます。板倉町では15行政区があり、地区役員の任期は原則2年で、選出については区長を通じ依頼をさせていただいております。次年度からは15行政区45名となります。以上です。

- 議長（野本泰生君） 明和消防署長齊藤正登君
- 明和消防署長（齊藤正登君） 明和町女性消防隊について申し上げます。隊員の定員について定めはございません。選出については、区長、地区隊長が中心に実施しております。人数ですが、過去5年ぐらいは200名前後で推移しております。
- 議長（野本泰生君） 千代田消防署長服部将幸君
- 千代田消防署長（服部将幸君） 千代田町女性消防協力隊について回答させていただきます。会員の選出に関しましては、千代田町役場の協力を得ながら、現在、入会しております。代表者代理者、そして各行政区の区長の皆様に、選出の方は一任しております。人数に関しまして、本部役員の方は会則で5名と定められておりますが、各地区の会員の人数に関しましては、その年にやっていただける人数をだしていただいている状況となります。以上であります。
- 議長（野本泰生君） 邑楽消防署長町田節雄君
- 邑楽消防署長（町田節雄君） 邑楽町女性消防隊についてお話をさせていただきます。邑楽町女性消防隊は昭和40年4月に発足し、会員は邑楽町在住の女性ということになっております。各行政区から代表者として、地区隊長、副隊長、会計等を選出していただいておりますが、人数に関しては各地区で報告がある人数となっておりますので、こちらで何人出してくださいということはありません。少ない地区で3名、多い地区で50名位になっております。地区役員の選出についてですが、地区の状況とかがありますので、地区に一任している状態です。行政区によって選出方法は違いまして、各地区の婦人部から選出していたり、各地区の班長宅の女性ということで選出しているという風に聞いております。地区毎にバラバラというのが現状です。しかし、最近では選ぶことが大分厳しくなっているのを聞いております。
- 議長（野本泰生君） 11番神山均君
- 議員（神山 均君） どうもありがとうございました。それではですね、ある行政区の話をさせていただきますと、毎年3人をですね、行政区の隣組の方から一人ずつ輪番制で、ここの地区についてはですね、選出しているようなんですね。その時に班で話し合いにより選出してるっている場合もあ

るんですが、その年の班長さんがこれにも関わらず止むを得ずですね、自分の名前っていうか、自分をその役員ということで今あの記載をして提出しているというような、そういうようなこともですね、実際にはそういう状況もあります。そういう面ですね、昨今は特に高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増える中で、近所付き合いが薄れ、それで残念ながら共助の気持ちが遠のく感があります。行政区はこの選出ですね、色々選出方法というのが違うというような説明がありましたが、ある面では行政によって本当にこの選出に苦勞している状況があります。例えば順番ですとか、班長だからとか、そういうようなことで、あのそういうことでは解決できないところまで来ているのかなという風に考えています。女性消防クラブや女性消防隊のですね、制度自体の見直しをする時期にも来ているのかなという風に思います。このような状況認識と今後についてのご見解をお聞かせください。

- 議 長（野本泰生君） 予防課長田島行洋君
- 予防課長（田島行洋君） 予防課長の田島と申します。先程ですね制度を検討、今後の見解についての質問についてお答えさせていただきます。女性消防に関しまして、国、又は県においても、女性防火クラブ連絡協議会としての組織もありますので、今後、女性消防の状況を見て、各市町と相談しながら対応していきたいと思えます。以上です。
- 議 長（野本泰生君） ありがとうございます。説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野本泰生君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野本泰生君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議案第11号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（野本泰生君） 挙手全員よって、議案第11号は、原案どおり可決いたしました。

第10 議員提出議案第1号 館林地区消防組合議会個人情報の保護に関する条

例の一部を改正する条例

- 議 長（野本泰生君） 次に、日程第10．議員提出議案第1号「館林地区消防組合議会個人情報保護に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。4番須藤稔君
- 議 員（須藤稔君） 議員提出議案第1号 館林地区消防組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、刑法等の一部を改正する法律に伴い、本条例を改正するものでございます。内容につきましては、1点目は、刑法等の一部を改正する法律により、条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改正するものでございます。2点目は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する項が変更となったことによる規定の整理をするものでございます。よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。
- 議 長（野本泰生君） 説明が終わりました。質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野本泰生君） 質疑を打ち切ります。討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（野本泰生君） 討論を打ち切ります。採決いたします。議員提出議案第1号を原案どおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（野本泰生君） 挙手全員よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決いたしました。
- 議 長（野本泰生君） 以上で、本日の議事日程の全部を終了いたしました。この際、管理者から挨拶をしたい旨、申し出がありますので、これを許します。管理者多田善洋君
- 管理者（多田善洋君） 本日は、館林地区消防組合議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、提出いたしました議案につきまして、議決をいただき、厚く御礼を申し上げます。さて、岩手県大船渡市で発生した山林火災は、多くの住宅を巻き込む火災となり館林消防本部からも緊急消防援助隊の群馬県大隊として第1次から第4次派遣、2月28日から3月10日まで、11日間、32人が活動してきました。厳しい寒さのなか昼夜

を問わず、足場の悪い場所での活動に敬意を表するとともに、感謝の意を述べたいと思います。そして、被災された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに被災された皆様の生活が 1 日も早く平穏に復することを心よりお祈り申し上げるところでございます。少子高齢化や急激な物価高騰などによりまして、予算も限られておりますが、引き続き適正な配分に努めながら、地域防災に対する見直しに努め、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、簡単ではございますが、お礼の挨拶といたします。なお、私事で恐縮でございますが、先の選挙に置かれまして、ご支援ご協力を賜りましたことに感謝申し上げます。引き続き 2 期目を託されましたので、今後とも組合議員の皆様方に置かれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

- 議長（野本泰生君） 以上をもちまして、令和 7 年館林地区消防組合議会第 1 回定例会を閉会いたします。

(午前 10 時 43 分)

令和 7 年 5 月 9 日

館林地区消防組合議長 野本 泰生

会議録署名議員 奥澤 貞雄

会議録署名議員 橋本 博之